

新型コロナウイルス感染症について【更新】

普代村新型インフルエンザ等対策本部の設置

令和2年4月7日、政府対策本部による「緊急事態宣言」が発出されたことにより、新型インフルエンザ等特別措置法第34条第1項の規定に基づき、「普代村対策本部」を設置しました。

緊急事態宣言の対象区域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県で、期間は、4月7日から5月6日までの1か月間とされました。

岩手県内では新型コロナウイルス感染症患者は確認されていませんが、村といたしましては、緊急事態宣言発出を極めて重要な局面にあるものと重く受け止めるとともに、この国家的に危機を乗り越えるため、国民一人ひとりの慎重かつ責任ある行動が必要です。

村民の皆さまの更なるご理解、ご協力をお願いいたします。

村民の皆さまへのお願い

- 緊急事態措置が発令された地域との不要不急の往来は控えていただくようお願いいたします。また、発令地域から移動されてきた方におかれては、2週間は不要不急の外出を自粛いただき、毎日検温するなどの健康観察をお願いいたします。
- 風邪のような症状がある場合には、無理をせず、会社、学校などを休み、外出を控えるとともに、発熱や呼吸器症状が続く場合など、心配な方は、「帰国者・接触者相談センター」に電話でご相談ください。
- 相談内容に応じて、帰国者・接触者外来に案内し、新型コロナウイルス感染症の検査等に進んでいただく場合や、また、症状などから、それぞれの疾病、持病に応じて、かかりつけ医への受療あるいは自宅での安静・療養などにそれぞれご案内していきます。
- さらに、「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」を避け、普段以上に手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策についても、ぜひ守っていただくよう重ねてお願いいたします。

村民の皆さまには、適切な情報に基づいた対応を心がけていただくとともに、ご自身と周囲の方々を守るために、ご協力をいただくようお願いいたします。

令和2年4月8日

普代村新型インフルエンザ等対策本部